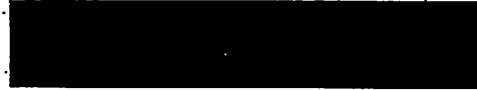


裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が平成30年9月3日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成30年8月6日付けで行った[Redacted]号、[Redacted]号及び[Redacted]号の保護変更決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成23年10月1日付けで、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）に対し法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、平成30年8月6日、平成29年12月分以降の保護費の算定における調整額が認定されていなかったことを確認した。
- 3 処分庁は、最低生活費の遡及変更は発見月の前々月までであるとされていることから、平成30年8月6日付けで、同年6月分保護費に調整額を認定し差額を追加支給する保護変更決定（以下「本件決定1」という。）、同年7月分保護費に調整額を認定し差額を追加支給する保護変更決定（以下「本件決定2」という。）、同年8月分保護費に調整額を認定し差額を追加支給する保護変更決定（以下「本件決定3」といい、本件決定1及び本件決定2と併せて「本件決定」という。）を行い、請求人に対し、通知した。

- 4 平成30年9月3日、請求人は大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

毎月、滞りなく収入申告をし、給与賞与明細書、児童扶養手当通知のコピーも提出していたのにも関わらず、当時、担当のケースワーカーが誤った収入認定していたため、毎月の決定通知に不審に思い確認を行ったが、そのまま誤った金額で何ヶ月も見過ごされていた事は、ケースワーカーのミスであり、その間の生活保護費の決定金額は不当である。本来の差引金額の追給を求める。

- (2) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成30年8月6日付け本件決定1通知書には、「保護変更 平成30年6月1日、保護決定理由 請求人の平成30年6月1日付けで扶養児童手当の一部支給にかかる調整額を認定します。今回支給額 6,340円」との記載がある。

イ 平成30年8月6日付け本件決定2通知書には、「保護変更 平成30年7月1日、保護決定理由 請求人の平成30年7月分の扶養児童手当の一部支給にかかる調整額を支給します。今回支給額 6,340円」との記載がある。

ウ 平成30年8月6日付け本件決定3通知書には、「保護変更 平成30年8月1日、保護決定理由 請求人の平成30年8月1日付けで扶養児童手当の一部支給にかかる調整額を変更します。今回支給額 6,370円」との記載がある。

- (3) 審理員が請求人に対し、平成30年11月12日付けで、弁明書の副本を送付し、これに対する反論書等の提出を求めたが提出がなく、令和2年1月27日付けで再度反論書の提出を求めたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

2 処分庁の主張

- (1) 審理員が平成30年11月7日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 弁明の趣旨

処分庁が請求人に対して行った本件決定は、法に基づいて適法に行ったものである。

イ 本件決定に至る経過

平成29年1月4日	平成28年11月分と12月分の収入申告書・賞与（ボーナス・一時金）申告書及び、平成28年8月からの手当月額が記載された児童扶養手当証書の写しを受理 平成28年12月分と平成29年1月分保護費の算定における就労収入額を認定する処理、平成29年2月分保護費の算定における就労収入見込み額を認定する処理及び、平成28年12月分から平成29年11月分保護費の算定における児童扶養手当の収入額に関し全部支給額42,330円と一部支給額37,240円との差額5,090円を収入認定額から差し引く処理
平成29年12月18日	同年11月分の収入申告書・賞与（ボーナス・一時金）申告書及び、同年8月からの手当月額が記載された児童扶養手当証書の写しを受理
平成30年1月11日	平成29年12月分保護費の算定における就労収入額及び賞与収入額を認定する処理並びに平成30年1月分と2月分保護費の算定における就労収入見込み額を認定する処理 平成29年12月分から平成30年1月分までの保護決定通知書を作成
平成30年1月12日	平成29年12月分から平成30年1月分までの保護決定通知書を発送
平成30年8月6日	ファイル点検により平成29年12月分以降の保護費の算定における児童扶養手当の収入額に関し全部支給額と一部支給額との差額を収入認定額から差し引く処理を失念していたこと及び「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-2答1に基づき扶助費の遡及支給は平成30年6月分までになることを説明 平成30年6月分及び、同年7月分の児童扶養手当収入認定額を35,950円、同年8月分の児童扶養手当収入認定額を36,130円に変更する処理（本件決定） 平成30年6月分から同年8月分までの保護決定通知書を作成
平成30年8月14日	同年6月分から同年8月分までの保護決定通知書を発送

同年8月6日に行った説明について、計算表を用いて再度説明し謝罪する

ウ 本件決定の正当性について

本件決定1及び本件決定2は、平成30年6月分から同年7月分までの間の保護費に関し、児童扶養手当収入認定額を42,290円から35,950円に変更し、また、本件決定3は、平成30年8月分の保護費に関し、児童扶養手当収入認定額を42,500円から36,130円に変更し、それぞれの変更により生じる差額分を追加支給するものであり、その算定に違法又は不当な点はない。

しかし、「毎月、滞りなく収入申告をしていたが、担当ケースワーカーが誤った収入認定を行っており、毎月の決定通知を不信に思い確認を行ったにも関わらず、そのままの金額で見過ごされ、平成29年12月～平成30年5月分の保護費を変更すれば生じる差額分の追加支給を受けられないことに納得ができない」ということが今回の審査請求の趣旨であることから、本件における争点は、児童扶養手当収入認定変更処理の失念により未支給であった扶助費の追加支給を、平成29年12月分から平成30年5月分まで遡及し支給できるかどうかである。請求人の申し立て内容のとおり、この間滞りなく収入申告があり、平成29年8月からの手当月額が記載された児童扶養手当証書の写しも同年12月18日に受理していたが、当時児童扶養手当の収入認定変更処理が行われておらず、問答集問13-2答1に扶助費の遡及支給の限度について「最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべき」であり、「3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でない」とあることから、児童扶養手当収入認定変更は発見月である平成30年8月からその前々月分である同年6月までの3か月とする決定を行ったものである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成29年12月18日に処分庁が受理した請求人の児童扶養手当証書には、「手当月額 平成29年08月から35,950円（一部支給）」との記載がある。

イ 平成30年8月6日付けのケース記録には、「平成29年8月支給（同年12月分収入認定月）より調整額が認定漏れしていた。次のとおり、受給額と収入認定額との差額について確認した。（中略）遡及不可認定漏れ額：38,040円・追給額：19,050円（6月～8月認定月分）・調整額6,370円を平成30年11月まで入力（お知らせ情報入力済）」との記載がある。

ウ 平成30年8月14日付けのケース記録には、「平成29年8月（認定月）以降分の児童扶養手当（一部支給額変更）の認定変更漏れについて、保護手帳・別冊問答集および別紙「児童扶養手当収入認定について」の計算表を用いて返還金と遡及可能な追給額に

ついて説明を行い請求人に謝罪。請求人は今年度の初めから、支給されている保護費の額に疑問を感じていたため、前担当CWに確認したにもかかわらず支給額が誤っていたため、納得できない。子どものために必要であった児童扶養手当が貰えなかったことについては譲ることはできない、何とか払って欲しいところであると。」との記載がある。

理 由

1. 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(2)のアの(ア)において、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第8の1の(4)のアにおいて、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と定めている。
- (5) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)の第10の問11の答では、実施機関からの追加支給を行うべき場合について、「次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整することは認められないものであり、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づき、扶助費支給額の変更決定を行って追加支給すること。」と定めている。
- (6) 問答集の問13の2の(答)1では、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要があるが生じた場合について、「一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度(発見月から

その前々月分まで)と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」と記している。

2 本件決定について

(1) 本件についてみると、処分庁は、請求人から平成29年8月からの手当月額が記載された児童扶養手当証書の写しの提出を受けていたにもかかわらず、必要な収入認定変更処理が行われていなかったため、同年12月分以降の保護費が本来支給すべき額と相違していた事実が平成30年8月に判明したことから、前記1(6)のとおり、発見月の前々月である同年6月に遡及して本件決定を行ったものと認められる。

(2) しかしながら、本件支給額の相違は、処分庁の事務処理誤りによるものであることは処分庁自身も認めるところであり、この点に加え、最高裁大法廷昭和42年5月24日判決(最高裁判所民事判例集21巻5号1043頁)が、「生活保護法は、『この法律の定める要件』を満たす者は、『この法律による保護』を受けることができると規定し(2条参照)、その保護は、厚生大臣の設定する基準に基づいて行なうものとしているから(8条1項参照)、右の権利は、厚生大臣が最低限度の生活水準を維持するにたりと認めて設定した保護基準による保護を受け得ることにあると解すべきである。」と述べていることも併せ鑑みると、処分庁がその過誤により請求人に平成29年12月分以降の児童扶養手当にかかる収入認定額を見直していない限りで、これ以降の保護費の算出に瑕疵があるといえることができる。

また、東京高等裁判所平成24年7月18日判決は、「実質的にみても、要保護者がした生活保護の開始申請に対し、保護の実施機関が、当該申請が保護の要件を具備しているにもかかわらず、これを却下する旨の決定をした場合に、その却下決定が取り消されても、過去の生活保護の申請権又はその申請に対応すべき実施機関としての地位が消滅しているために、もはや過去の生活保護についてはこれを受けることができないものとするならば、適正な保護の実施をしなかった保護の実施機関が要保護者の犠牲の下に利益を受けることとなるのであって(要保護者において国家賠償の訴えを提起することにより救済を求めることも考えられるが、国家賠償の訴えでは公務員の職務行為上の違法性や故意過失が問題とされるため、必ずしも十分な救済を受けることができない。)、このようなことは、全ての国民に対し必要な保護を行いその最低限度の生活を保障するという生活保護法の目的に照らして容認することができず、保護の実施機関は、過去の生活保護に遡及して開始決定をし、扶助費を支給することが可能であるというべきである(東京地裁昭和47年12月25日判決・行裁集23巻12号946頁参照。)」と判示する。

(3) これらを踏まえると、処分庁の過誤により、平成29年12月分以降の保護費の決定

処分に手続き上の瑕疵があるにもかかわらず、本件決定がこれら処分の適法性を前提として平成30年6月分からの3か月分の遡及支給を行っている点で、本件決定は瑕疵があるものと言わざるを得ず、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年6月22日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。